

# 内閣府消費者委員会 創設15年と今後の展望

消費者庁および消費者委員会が2009年9月に設置されて15年が経過した。この機会にあためて、消費者委員会設置の意味やこれまでの取組みを振り返り、今後の課題について一言述べたい。

## 設置の意味とこれまでの取組み

消費者庁設置の基本的な考え方は、平成19(2007)年10月の福田康夫首相(当時)の所信表明演説の言葉に端的に表れている。すなわち、「政治や行政の在り方のすべてを見直し、国民の皆さまが日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。」というものである。

消費者庁と同時に設置された消費者委員会は、独立した第三者機関として、消費者問題について、諮問に応じて調査・審議を実施するのみならず、自ら重要と考える問題を取り上げて調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政に対して意見表明(建議等)を行うという、消費者行政の監視役としての重要な役割を担ってきた。これまでに消費者委員会が発表した具体的な建議や意見については、当委員会のホームページをご覧ください、社会状況やそれに伴う消費者トラブルの変化

に応じて、問題を立てて調査・審議を行い、行政の対応を促してきたといえよう。

特に昨年から本年にかけては、当委員会は、次期消費者基本計画に盛り込まれるべき重点課題について、調査・審議を進めてきた。その中には、デジタル化の進展に伴う消費者被害への対応や、従来型の消費者トラブルや安全の問題のほか、それらに対応するための行政等の基盤強化が含まれている。

## 今後の課題

消費者委員会の今後の課題として、以下の3点を指摘しておきたい。

第一は、消費者取引法制度のパラダイムシフトである。現在、消費者委員会は、専門調査会を設置して、この問題について検討して頂いているが、これは、デジタル化や超高齢化社会の進展などを背景に、消費者取引法制度で従来前提とされてきた消費者像や既存の枠組みを見直し、様々な手法を組み合わせて、実効性の高い規律の在り方を検討するといえるものである。悪質事業者に対する抜本的な対策、違法収益の剥奪の仕組み、消費者団体の機能強化、自主規制の機能促進なども、関わる問題といえよう。

第二は、決済制度の検討である。現在までに、決済の仕組みは多様化し、現行法の規律の漏れや不整合が指摘されている。悪質事業者が、決済の仕組みを悪用している

実態も指摘されている。決済は、悪質事業者から消費者を守る最後の砦ともなるものであり、決済の安全を確保するために、抜本的な見直しを含めた検討が必要である。

第三は、食品とりわけサプリメント食品の表示と安全に関わる問題である。昨年末から本年にかけて顕在化した紅麹製品をめぐる健康被害の問題を受けて、食品表示基準の一部改正が行われた。しかし、特にサプリメント食品に関する規律や監視体制は、なお不十分である。消費者委員会は、本年7月に、諮問に対する答申とは別に、意見書も発出したが、引き続きこの問題についての政府の取組みを注視し、必要な検討を行っていきたい。

消費者委員会は、前述のとおり、独立の第三者機関として、政府の消費者行政を監視する役割を担っており、その意味で関係省庁と緊張関係にある。もともと、最終目的は消費者の権利・利益の確保にあり、その目的実現のためには、関係機関と連携を図ることも重要だと認識している。



鹿野 菜穂子 (かの・なおこ)  
内閣府消費者委員会委員長